

在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」のご案内

この制度は、東京の在来種を積極的に植栽している緑地を登録・公表するとともに、在来種植栽の意義等を広く発信することにより、生きものの生息・生育環境に配慮した緑化を普及拡大し、もって東京の生物多様性の保全に資することを目的としています。

多くの緑地のご登録をいただけますよう、ご案内いたします。

1 対象：

民有地であって 1,000 m²以上の敷地を有する建築物等（都自然保護条例第 14 条の緑化計画書の対象に同じ）の敷地内の緑地です。

緑化計画書が提出されている（又は同種の制度であって知事が認めるものに基づき緑化の計画が定められている）建築物等に係る緑地である場合には、計画時点の緑地であっても登録の申込みは可能です（この場合、登録は緑地の完成後になります）。

2 登録要件：

項目	要件
緑地の面積	樹木が植栽されている区域の面積が 100 m ² 以上であるもの
樹木における在来種の割合等	次のいずれも満たすこと ア 在来種の面積割合 高木：40%以上 中木及び低木：10%以上 イ 在来種の種数 高木：4 種以上 中木及び低木：3 種以上

上記に加え、生きものの生息生育環境への配慮として、以下の取組のうち 2 つ以上を行っている場合には、「**優良緑地**」として区別して登録します。

- 一 化学薬品を用いた除草剤・殺虫剤等の使用量の低減
- 二 昆虫類や鳥類等の餌場や隠れ場所等の確保
- 三 生きものの生息生育環境としての目的を有する草地や水辺の配置
- 四 前各号に掲げるもののほか、生きものの生息生育環境への配慮

3 特典：

- ① 都から登録証を交付します。
- ② さまざまな CSR などの場面で、シンボルマークを使った PR が可能になります。
- ③ 都は、環境局 HP にて登録緑地を公表します。



シンボルマーク（優良緑地）

4 登録緑地となったら：

- 登録後は、緑地を適切に管理していただくとともに、年1回、登録緑地の管理状況について都に報告してください。
- シンボルマーク及び在来種植栽を実践している旨を、敷地内の見やすい場所へ掲示してください。
- 自社パンフレット、ホームページ等で登録緑地のPRをお願いいたします。

5 登録にあたり：

- 要綱に記載の申込み様式へご記入の上、必要な図面や写真等を添えて、下記の窓口へお越しください。
- 登録には現地確認が必要となります。その際にはご案内をお願いいたします。

◆登録のご検討について、以下の担当までご相談ください。

- *要綱等は、以下の環境局 HP からダウンロードしてください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/nature/green/green_biodiv/index.html

- *在来種の選定にあたっては、東京都環境局「植栽時における在来種選定ガイドライン（平成26年5月）」等を参考にしてください。
- *担当不在の場合等があるため、お越しの際には事前に電話でのお約束をお願いいたします。
- *審査の際に追加資料をお願いする場合がございます。ご協力をお願いします。

<担当>

東京都環境局自然環境部計画課

連携推進担当

直通：03-5388-3548